

親子関係不存在確認・嫡出否認・協議離婚無効確認等調停について

1 親子関係不存在確認等の調停とは

親子関係不存在の確認、婚姻・離婚などの無効確認、取消しなど、特定の身分関係に関する事件について、調停において当事者間に合意が成立し、その原因について争いがない場合に、家庭裁判所で必要な事実を調査した上、家事調停委員の意見を聴いて当事者の合意に問題がないとする場合に、合意に相当する審判をすることで身分関係を確定することができます。調停は、非公開の場で、話し合いにより、実情に即した適正妥当な解決を図る手続で、公開の法廷で双方が主張、証拠を出し合って争い、裁判所がその当否を判断する訴訟（裁判）とは異なります。

この手続は非公開で行われます（裁判所の庁舎及び敷地内では録音、写真撮影、録画することはできません。）。

2 親子関係不存在確認等調停手続の流れ（別紙「調停手続の流れ」参照）

調停は、裁判官（又は家事調停官）及び民間の有識者の中から選ばれた家事調停委員2名（男女各1名）が調停委員会を構成して手続を進めます。通常、期日では家事調停委員2名だけでお話を伺いますが、家事調停委員は、常に裁判官（又は家事調停官）と連絡を取り、相談しながら調停を進めます。

第1回調停期日の冒頭で、調停委員が調停についての説明を行います。その後は、調停委員が、公正中立な立場から、双方のお話を原則として交互に別々に伺い、双方の主張と争点を整理した上で、その内容を双方にそれぞれ伝えながら、話し合いが円滑に進むように助言したり、合意が成立するよう手助けしたりします。1回の調停期日は2時間程度で、おおむね30分ずつ交互にお話を伺います。

話し合いの結果、双方が合意し、かつ原因となる事実争いがない場合、家庭裁判所が事実の調査（DNA鑑定、調査官調査、審問など）を行ったうえ、合意が相当である場合には、合意に相当する審判をします。DNA鑑定をする場合には、鑑定費用として10数万円程度かかりますのでご了承ください。

一方、合意に至る見込がないと判断される場合には、調停は「不成立」となり、手続が終了します（「5 合意ができなかったり合意が相当でない場合」参照）。

3 書類の提出について

- (1) 裁判所に書類を提出する際は、A4版の用紙を縦に使い、左側にとじしろとして約2.5cmの余白を空けてください。なお、裁判所に提出した書類は、お返しできません。大切な書類は、コピーをご提出ください。
- (2) 申立人が提出する書類には、「甲1」、「甲2」、「甲3」～、相手方が提出する書類には、「乙1」、「乙2」、「乙3」～という形で、それぞれの書類の右肩部分に通し番号を記入してくだ

さい（ただし、戸籍謄本は除きます。）。

- (3) 書類を提出する場合には、裁判所に提出するもののほか、反対当事者に交付する分としてコピーを1部提出するようご協力をお願いします。また、調停期日には、書類の原本（原本がない場合はあなた用の控え）を持参してください。

4 調停記録の閲覧謄写について

- (1) 当事者は、裁判官の許可があれば、調停記録を見たりコピーをとること（閲覧謄写）ができます。閲覧謄写を希望される場合は、担当書記官までお問い合わせください。
- (2) あなたが裁判所に提出する書類は、反対当事者に見られたりコピーをとられたりする可能性があります。あなたが作成する、あなたの考えや事情等を記載した書類等は、反対当事者にも読まれることを前提として作成してください（反対当事者に知られたくない事情等は、調停の席で調停委員にお話してください。）。
- (3) 提出する書類に反対当事者に知られたくない情報が記載されている場合は、その部分を読み取ることができないようマスキング（黒塗り）をした上で提出してください。
- (4) 提出する書類を反対当事者に見られたくない場合は、予めお申し出ください。別途、裁判所備付けの非開示希望申出書を作成・提出していただく必要があります。なお、非開示のご要望は尊重させていただきますが、裁判官の判断によっては、そのご要望に添えない場合もあります。

5 合意ができなかったり合意が相当でないとき

合意ができなかった場合や、合意はあっても不相当であった場合には、調停を不成立として終了することになります。その場合、さらに、申立ての趣旨の実現を求めるのであれば、訴訟（いわゆる裁判）を提起することになります。

6 審判後の手続

合意内容が記載された審判書謄本が双方に届き2週間以内に異議申し立てがなければ審判が確定します。審判が確定したらその証明書の交付を受け、審判書謄本及び確定証明書を添付して、市区町村役場に戸籍訂正の届出をすることになります。なお、この届出は、審判確定後10日以内もしくは1ヶ月以内（内容によって異なります。）にしなければなりません。また、届出には、戸籍謄本の添付が必要になる場合があります。

7 分からないことがあったとき

手続面については担当の書記官がお答えしますが、調停の見通しなどについては、家庭裁判所ではお答えできません。弁護士や日本司法支援センター（法テラス）等にご相談ください。

日本司法支援センター (法テラス)

広島地方事務所 (法テラス広島)

電話 050-3383-5485

受付時間 9:00~17:00

広島弁護士会

紙屋町法律相談センター

予約電話 082-225-1600

受付時間 9:30~16:00

法律相談センター福山

予約電話 084-973-5900

受付時間 9:30~15:00

(土・日・祭日を除く)

呉法律相談センター

予約電話 0120-969-214

受付時間 9:30~16:00

ひがし広島法律相談センター

予約電話 082-421-0021

受付時間 9:30~16:00

広島北部巡回法律相談センター

予約電話 0120-969-214

受付時間 9:30~16:00

各法律相談センターに関するウェブサイト

http://www.hiroben.or.jp/soudan_top.html

調停手続の流れ (一般的な流れを示したものです。)

